

令和4年度横浜市精神保健福祉審議会 第1回依存症対策検討部会会議録	
日 時	令和4年7月8日(金) 16時30分～18時07分
開催場所	横浜市こころの健康相談センター 会議室 (Web会議を併用した開催)
出席者	飯島委員、伊東委員、植原委員、岡田委員、小嶋委員、小林委員、斎藤委員、佐伯委員、佐藤委員、長谷川委員、菱本委員、松崎委員、山田委員、由井菫委員
欠席者	天貝委員、大石委員、中村委員
開催形態	公開 (傍聴人0人)
議 題	報 告 (1) 令和3年度の依存症対策事業の事業実績について (2) 令和4年度の依存症対策事業の事業内容について 議 題 (1) 令和5年度の依存症対策事業の事業案について
決定事項	今回の会議でいただいたご意見をもとに、依存症対策の取組を進めていく。
議 事	1. 開会 (こころの健康相談センター長) 開会の挨拶 2. 報告 (1) 令和3年度の依存症対策事業の事業実績について (事務局) 資料1を説明 (由井菫委員) 1ページ目「ア 若年層への啓発・依存症予防の知識の提供」の「知っておきたい!子ども・若者どこでも講座」の参加人数はわかりますか。 (事務局) この事業の参加人数の情報は持ち合わせておりません。 (由井菫委員) このように若者に視点を置くことは本当に大事なことなので、継続してほしいと思います。 (斎藤委員) 9ページの「薬物依存症に特化した取組」の中で、「医療機関への重複受診や重複・多剤処方が見られる人に対し、薬物依存に関する注意喚起や適正受診に関する指導及び相談支援機関に関する情報提供の実施」とあります。これはご本人に対しての回数を書いています。医療機関には情報提供はしないのですか。医師会からは時々、重複処方への注意喚起の案内がありますが、医師会の会員から発信するのみのようで、あまり例がありません。実際、これだけの数の方を見ているのだとすると、医療機関にも市から重複受診等の患者さんの情報提供や案内があっても良いのではないかと思います。 (事務局) こちらの取組は、健康福祉局保険年金課で医療情報を基にお送りしているものと伺っています。医療機関の情報をどこまで把握しているかわかりませんが、確かに医療機関にお送りすることで、その方が重複処方を受けているということも分かると思います。横断的に情報が把握できることは非常に重要なことだと思っておりますので、所管部署に伝えさせていただきます。

(斎藤委員) ご本人が何とかしたいという思いがあり、同意が確認できれば、ぜひ医療機関に情報提供していただくと良いと思います。医師会ルートで連絡するよりは直接、診療所・病院に連絡を入れたほうが、医療機関も恐らく早く患者の状況を把握でき、次に相談があったときの案内をしやすいと思います。

(佐藤委員) 4ページの「女性特有の課題に応じた不適切な飲酒の防止の取組」の中に、対象とする依存症の分野で、その他に買物依存や摂食障害と記入されています。これは最近とても多く相談を受けるケースであり、依存対象がアルコールだと思っても、それが止まったら買物依存の症状が出たり、もともと少し摂食障害の兆候があったことが明るみに出たりというパターンが多いため、並行して予防や当事者のサポートのようなものが必要だと感じています。こちらの実績で2,700件見込みとなっているのは何の件数ですか。

(事務局) こちらは、政策局男女共同参画推進課が所管している男女共同参画推進センターで受けた相談の合計件数です。令和3年度3月下旬に照会したため見込みとなっていますが、これぐらいの相談が1年間で当センターに入っているということになります。

(佐藤委員) 私どものほうにも女性のそのような形の相談が非常に多いです。実際に自殺未遂も何件もあります。そうすると大学病院の精神科系の診療科などにかかる方が多いのですが、そこでの医療関係者が買物依存や摂食障害のことを重要視せずに治療される場合があり、少し落ち着くようなお薬を頂いて戻ってきてしまい、家族も大変困るといことが起きています。そのような医療に携わる先生や、看護師、その後サポートに回る方たちへの研修の強化を希望しています。2,700件という件数ももつともだと思ふ件数であり、横浜市の依存症対策検討部会はアルコール、薬物、ギャンブル等の3つだけではなく、様々な依存症にも取り組むということで大変期待しています。依存対象が重複している方は多く、アルコール、薬物、ギャンブル等だけに対応してもよくないというのは本当に初期の段階から分かっていたため、これからも継続して対策の強化をお願いしたいと思った次第です。

(事務局) 2,700件全てが依存症ではなく、女性の心と体のお悩み、日々の生活のお悩みの相談であるため、依存症に関する実態の件数は把握できておりませんが、佐藤委員のご意見とともに、我々としても重要と考えていることを所管部署にお伝えしたいと思います。

(佐藤委員) 私は男女共同参画センターで、生きづらさなどあらゆる問題の方を受け入れる自助グループをしています。最初のご自分の生きづらさに気づかずいらして、結局何かの依存症だったり摂食障害だったりというケースがとても多いです。依存症という言い方は、摂食障害の方たちからすると少し違うとおっしゃる方もいるため難しいですが、もともとご自身は分からずに家族の関係がうまくいかない等のご相談も依存症である可能性があり、病名にかかわらず、これだけご相談があるということは、女性の「心とからだの生き方の総合相談」のような対策には力を入

れていただきたいと思います。

(由井蘭委員) 126項目中7項目が未実施とのことですが、12ページの「カ 福祉サービス提供事業者等への情報提供や研修の実施」の「教育機関の職員などを対象とした研修等の参加」が未実施の理由を教えてください。

(事務局) 教育委員会の部署が2つあり、健康教育・食育課がこの研修等の主担当として実施しております。事業自体を実施していないわけではありませんが、人権教育・児童生徒課は、昨年度はあまりこの取組に関わらなかったという趣旨で未実施となっています。

(斎藤委員) 20ページの「カ 自立後の住まいの確保」のところで、よこはま居住支援サポーター登録制度とあります。今年の4月から試行しているという大変すばらしい事業で、この事業が隔々に周知されると本当にありがたいと思いますが、この制度の情報はどこで入手できるか、どこに公開されているのか等教えてください。

(事務局) 横浜市セーフティーネット住宅と検索すると建築局のホームページに掲載されています。

(斎藤委員) サポーターの方のリストのようなものが載っているのですか。

(事務局) 申込方法や制度のご案内のパンフレット等も掲載されています。

(斎藤委員) ここの不動産屋さんに行くように案内する等、どのようになっているのでしょうか。

(事務局) 掲載されているパンフレットを見ると、窓口は市の居住支援協議会、市の住宅供給公社が窓口であるため、まずそちらにお問い合わせいただく形になるかと思えます。

(斎藤委員) このような制度はワンストップでないとなかなか患者さんは動けないと思います。ここに電話をする、またはこの人と約束を取れば住居が見つかるかもしれないと言えるようになるとありがたいです。その間に様々な段階があると、この事業の利用者が限定的になってしまうと思うので、サポーターを公開し、区ごとに窓口が明確になると良いと思います。もう少し制度について、具体的にわかると良いと思います。

(事務局) 事務局としても制度の詳細を把握していない部分もありますので、所管部署には斎藤委員の意見を踏まえてお伝えしたいと思います。

(2) 令和4年度の依存症対策事業の事業内容について

(事務局) 資料2、参考資料1を説明

(由井蘭委員) 若年層向け普及啓発動画及び家族等向け支援紹介動画はとても期待したい内容ですが、検討部会委員はどのような方法で見ることができますか。

(事務局) 完成は、年度末の予定です。次回の検討部会は年度末近くを予定しておりますので、間に合えば検討部会でのご紹介が可能かと思えます。また、ホームペ

ージには必ず掲載し、誰でもご覧いただけるようにしたいと思っております。

(由井菫委員) このような取組により、特に家族の場合は気持ちが楽になることが本当に一番大切なことなので、とても期待しています。

(小林委員) 1点目に、自助グループに相談員が同伴するのはとても良い試みだと思います。相談員がある程度患者との信頼関係が少しできてきたところで同伴を促していくと、非常につなぐ効果が高いのではないかと感じました。

2点目は、インターネットを活用した相談事業で、横浜市内で「アルコールやめたい」等のキーワードで検索した場合、自動的に横浜市 of 広告が出るように既になっているということですか。

(事務局) この検索連動広告は2種類実施しております。1つは資料2の1ページ目の下から5個目「インターネットリスティング広告」であり、検索ワードに対して表示される広告をクリックすると、アルコール、薬物、ギャンブル等のセルフチェックをするページが確認できるものです。もう一つは、「インターネットリスティング広告」とはワードを切り分け、検索したワードに合わせて「インターネットを活用した相談支援事業」の依存症の相談サイトのご案内するという取組を行っております。

(小林委員) 横浜市の住所のネットワークで「アルコールやめたい」と検索しても異なるサイトがトップに出てきますが、これは検索方法等が違うのでしょうか。

(事務局) 同じワードでも別の団体等も広告を出している可能性があるため、毎回表示されません。予算のかけ方にもよりますが、表示されるようにはなっていないです。

(伊東部会長) 松崎委員に5月31日のギャンブル等依存症家族向けセミナーで講師をお願いしておりますが、感想等を教えてください。

(松崎委員) セミナーでは、ギャンブル等依存症のご家族向けと支援者の方向けに講演をしました。ちょうどこの時期に、山口県で4300万円誤給付されたものを別の口座に移したらそれがオンラインカジノの業者だったという、トピック的な話があったので非常に注目していただいたのではないかと思います。セミナーでもこの規制はどうなっているのか等の非常に実践的な質問を受けたのですが、結論から言うと国はそういう具体的な対策をしておらず、まだまだ課題の多い分野であると思いました。この後の国会でも岸田総理が触れていたため、これからどんどん社会構造が変わる中で、このようなギャンブルについてもいろいろとまた考えていかないといけない問題だと思いました。また、参加されているご家族も非常に対応に苦慮している方が多くいらっしゃったため、このような横浜市の取組は継続的に取り組んでいく必要があると思いました。

(伊東部会長) これからの議題の令和5年度の取組や、全体的に何かご意見があればお願いします。

(松崎委員) 令和5年度の取組で動画を撮って若者向けにお伝えしていくというの

は非常に良いと思っておりますが、内容については、専門家の先生やこころの健康相談センター長の白川先生が監修されるのかという疑問がありました。細かい部分で意見の相違があると、横浜市として動画を公開した時に苦情が出ることも想定されるため、内容については慎重に検討していただくと良いと思いました。

また、インターネットの取組は、検索しても表示されない等、評価が結構難しいと思っております。予算をかけて取組を実施しても、実際の効果が不明瞭なケースもあると思うので、そのあたりの評価がきちんとできると良いと思いました。

それから、若い世代向けに依存症の問題について伝える必要があると思っております、そのためにはSNS等が有効だと思いますが、教育現場で講演活動等を地道に実施していくことも非常に大事であると思っております。SNSは見たか見ていないかよく分からない、見てはいても入っているかよく分からないことがあると思っておりますが、講演すると大体反応が分かるので、そのような対面のツールというのも結構大事だと思います。

3. 議題

(1) 令和5年度の依存症対策事業の事業案について

(事務局) 参考資料2を説明

(小林委員) 動画、SNSやネットワーク等、様々なチャンネルを使って情報提供をしていく取組は素晴らしいと思いますが、実際に若い方々を含めて受け手にどの程度伝わり、どのように受け止めているか、感想や意見等のフィードバックを受ける仕組みやどの程度効果的に伝わっているのかを検証できるような仕組みはありますか。あるいは、横浜市にリアクションや書き込み等のレスポンス、実際に何かデータのようなものがあれば、教えていただければと思います。

(事務局) 若年層をターゲットにした取組では、市全体のプロモーションを実施している課にも相談し、やはり今はウェブを使った広告等が非常に有効だろうということで進めているところです。

また、SNSを使うと、その広告を見ていただいた方がリツイートすることや拡散することで記録に残ります。家族教室のセミナーをTwitterでツイートしたことがあり、それをリツイートしていただける件数が増えていくと、関心があるというサインになりますので、そのようなところは展開するときに着目したいと思っております。

それから、今年から通年で実施しているリスティング広告は、まだ二月ほどしか実績がありませんが、実際にセルフチェックのサイトに誘導してみたり、家族支援のページに誘導してみたり、今年は試行錯誤しながら誘導する先を変えてみています。そうすると、ランディングするように設定した本市のホームページのアクセス数が顕著に伸びているため、そのようなところもよく数字を見ながら効果を測っていきたいと思っております。ただし、その数字がどのように受け取られているかを判

断することについては、こちらにも勉強していきたいと思っています。

（飯島委員）山口県で問題になったオンラインカジノを非常に懸念しております。今回の報道でオンラインカジノというものがあることが広く知れ渡ってしまったという面もあったかと思えます。特に若年層がこのオンラインカジノにはまってしまいうのではないかと。24時間スマートフォンからアクセスできるという性質を持っているため、依存症のリスクを非常に懸念しております。

法律的には、公営の競輪や競馬は特別に合法として扱われていますが、基本的にオンラインカジノは違法で、単純賭博罪、常習賭博罪になる可能性があります。5月に行われた公益社団法人が主催したシンポジウムでも、内閣官房参事官が、日本ではオンラインカジノは違法であり、取締りの対象になることを明言しています。若者に対する予防・普及啓発活動の内容として、このような内容も入れていただけると大変ありがたいと思えます。

（岡田委員）重点施策の4の身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組が非常に重要だと思います。かなり予算を割いて啓発活動等を実施することはうれしいことで非常に良いのですが、その受け皿に対して具体的にどのようなつながっていくかが取組の中にほとんどありません。例えば、ガイドラインの中で区役所の高齢・障害支援課によるつなぎ方の例があったとしても、実際につなぐのはやはり人だと思います。職員に対して教育をしたいと思います、実際に動いてもらえるかというのは、市民からは全然わかりません。相談に行っても、その先はどうするのかということが取組案には何も書かれていないので、我々としては非常に不安です。

それを具体的にこのガイドラインに書いていることにはなりますが、実際に誰が動くのかというと民間団体だと思います。私たちは今ある資源を使って有効にできるだけつなごうとしています。親が動けないときは、ダルクに協力してもらいますが、基本的には否認する病気と言われているため、本人は、最初は認めません。それを説得等するのは、ケアワーカーが非常に有効であり成功事例も多いため、家族としてはどうにもならないときに相談したり、区役所の相談会へ行ったりしますが、結局がちが明かないときもあります。そういうときに具体的にどうするかというのが資料に何も書いていません。目指していないのか任せているという感じなのです。それを各課の人にはよく考えていただきたいと思えます。

例えば、MSWが区役所に何名いるのか知りませんが、突然区役所に行っても不在であるのが現状です。そのようなことも含めて、来年度は何か体制面で取組を行ってほしいと思えます。アウトリーチをするのは、保健師なのか、MSWなのか、ソーシャルワーカーなのかにも全然わかりませんし、それが困っている者にとって一番大事なところなのです。結局、私たちは薬物依存者の家族ですから、ダルクのスタッフにお願いして24時間やっていただいています。それを行政でうまくやってもらえないかと思えます。要するに、社会の中で自立して初めて回復が始まります。社会資源は豊富になってすばらしくなっていると感じますが、実際に動くのは

やはり人ですから、人員体制に予算をかけていただきたいと思います。

区役所のMSWは相談しても、警察に相談を促すようなケースが多いです。警察は事件にならないと動きませんし、依存症を治してはくれません。家族としては、治療共同体ではありませんが、連携して動けるスタッフをつくってほしいと思います。依存症はどのような病気か、どこへ行けばいいかの普及啓発も進み、相談する拠点の体制もできて、非常に戦略的に動こうというガイドラインもできました。でも、実際に誰がどうするかということです。その点を取組に付け加えていただきたいし、実際にやっていただきたいなと思います。

こころの健康相談センター等、今、企画している人たちは素晴らしいことを考えていますが、実際に区役所の高齢・障害支援課はこれを見てどう思っているか、どう動いているかが市民にとっては重要です。こころの健康相談センターの職員は病院に連れていく役割はないと思うので、誰がどのように動くか等の人員体制について施策として欲しいと感じます。

(事務局) 区の体制などについてはまだまだ十分ではないと認識しています。予算と人員というのは、必ずしも我々の要求したものがすぐには実現しないも課題と認識しておりますが、まずはこのガイドラインを使って、少なくとも区の職員に一定のレベルの対応は協力をしていただきたいと思います。まずはそのためのガイドラインとさせていただきます、その上で足りない部分については、引き続き要望や要請をしていきたいと考えております。どうしても時間がかかってしまうことですが、ご家族にとっては切羽詰まっていることも重々承知しておりますので、引き続きご意見も承りながら考えていきたいと考えています。

(植原委員) 身近な支援者の立場として実際に体験したことで、お客さんから肝臓を悪くして入院しており、アルコールもかなり飲んでいいるという話を聞きました。相談は全然別の案件でしたが、アルコール依存症に間違いのないと思ったので、本人に久里浜医療センター等の医療機関や分かりやすいアルコール依存症の本等を本人に渡して様々話をしましたが、結局本人は何もしませんでした。私のほうの仕事が終わり、その後、関係者から本人の状況を聞いたときに、緊急搬送でまた入院してしまったという話を聞きました。私からいくつか情報提供したのですが、本人が実際に支援機関へ行かないと問題解決にならないことを実感しました。

ガイドラインをこれからつくるといいますが、ただ情報を提供しただけでは本人が実際に支援機関へ行かない場合にどのように動機づけるかが重要だと思います。同行も一つの方法だとは思いますが、身近な支援者として全ての人が同行できるわけでもありませんし、例えば本人が依存症でも元気なうちはなかなか行かないということがあるかもしれません。そのため、例えば依存症が悪化した場合の将来像を事前に提示する、支援機関の情報だけでなく、実際にその支援機関へ本人が行くためのプラスアルファの情報みたいなものをガイドライン等に記載されると、さらに良い方向に行くのではないかと思います。

(事務局) このガイドラインは、家族会の皆様などにもヒアリングに協力を頂き、実際にご本人が医療機関や支援につながらないときにどうされていたのかということや、こころの健康相談センターで開催している家族教室でも、本人がまだ支援につながらない中でも家族ができることとしてのコミュニケーションの取り方の工夫等も全て参考にしながらガイドラインの編集作業を進めています。そのため、本人が支援につながらない、行きたがってはいないけれども今できることは何か、その立場でできることを整理しながら、こんなポイントでご本人とコミュニケーションを取ってみましょう、ご本人が行きたくなかったときにはすぐに情報提供ができるように情報を備えておきましょうといったことをガイドラインには盛り込む予定で今進めています。

ただし、なかなか本人が行きたがらないものを、人権の問題もありますので、強制的に病院に連れていくところまではなかなか難しい問題でもあるので、緊急性の判断はどこをアセスメントしなければいけないのかも併せてガイドラインには盛り込みたいと思っています。ガイドライン完成後には、活用の方法や緊急時のアセスメントのポイント等についても、研修を通して皆さんにお伝えできるようにしていきたいと思っています。

(小林委員) 先ほど植原委員のご意見は、依存症支援において一番大事なポイントだと思います。誰もが治療につながってほしいけれども、多くの依存症の患者は、情報提供するだけではつながらないというのが現実だと思います。結局、その理由は、依存症の患者は病状や病態が多様で、依存症の種類も違っていけば、依存症の重症度も家族背景も違い、ありとあらゆる変数が違うためです。そのため、一律のマニュアルをつくってこのような情報を提供すればかなりの確率で当てはまるということがなかなか言えません。依存症の臨床では、かなり職人技に近いような、一人ひとりの患者さんに合わせたアセスメント、アプローチ、待ち方、情報提供の仕方があったり、押しやり引いたりしながら少しでも治療へとつなげていく必要があります。あるいは、本人が難しければ家族に情報提供したり、行政と連絡を取り合ったり、いろいろと我々は動いています。恐らくそれはなかなか一律ではやりづらい部分があると思うのですが、だからこそ支援する側としては、非現実的な目標設定をまずしないということがとても大事だと思います。誰もがそういう問題があつて、最初に窓口で相談に来たときに、全員がすぐに専門病院に行かなければいけないなどという非現実的な目標設定はせず、このような段階のこのような病状の人はまずこのようなアセスメントをして、ここまでの支援につながればここまでの情報提供ができて、少なくとも2番目、3番目、次にまた病状が悪化したときにどうレスポンスしていくのか準備ができるようになるだけでも、対応としてはこれまでと比べると全然良いのではないかと思います。そのような多様性や依存症支援の特に動機づけの難しさみたいなものを織り込んだ現実的な目標設定ができるようなガイドラインになることを私も期待しておりますし、何らかの形でご協力できればと思

	<p>っております。</p> <p>(佐藤委員) 若年層向けの啓発動画の監修等がどのようになっているのかがとても気になっています。今はSNSも発達しているため、様々なところで様々な方が依存症のことを発信していますが、家族の立場から見て、少しそこは違うのではないかと思うような内容のものがああります。そのため、市として出すものが、医療やご本人の立場から見て、少しここは違うということになったり、最終的に出来上がったものを検討部会委員が見たときに、納得ができないものになったりすることはないかという心配があります。</p> <p>(事務局) 動画の監修については、計画の策定にあたっては皆様のお考えはお立場の違いからも多様な部分があることは重々承知しておりますし、依存症の問題は非常にデリケートなものであることは認識しておりますので、誤解を与えることや見る方によってネガティブな印象を与えることのないようにと思っています。この動画制作は予算をかけてしっかり作っていくものであり、やはり良いものにしたいという思いもありますので、我々の中でももちろん丁寧に確認するとともに、現時点で具体的には決めていませんが、適切な有識者の方に監修していただきたいと思っていますところでは。</p> <p>(伊東部会長) では、これで皆さんのご意見がなければ進めたいと思います。本日の内容につきましては、8月にございます横浜市精神保健福祉審議会でもご報告させていただきます。</p> <p>4. その他 なし</p> <p>5. 閉会 (障害福祉保健部長) 閉会の挨拶</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 令和3年度 依存症対策事業の事業実績について ・資料2 こころの健康相談センター等における令和4年度の依存症対策事業について